

第10章 環境リスク

第1節 化学物質の適正管理

1 現状と課題【環境活動推進課】

(1) 化学物質による環境リスクの低減

化学物質は、現在、原材料や製品など数万種類が流通していると言われており、我々の生活に不可欠である一方、取扱いを誤ると人体や環境を脅かす有害な物質として作用するおそれがあります。化学物質を適切に管理し、環境への排出を未然に防ぐとともに、環境リスクを持つ化学物質の排出削減に取り組んでいく必要があります。

一部の有害な化学物質に関しては、**化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律**により製造、輸入、使用等の規制が、また、**大気汚染防止法**、**水質汚濁防止法**、**廃棄物の処理及び清掃に関する法律**や**県民の生活環境の保全等に関する条例**(以下本節において「生活環境保全条例」という。)などにより、排出及び廃棄の規制が行われています。しかし、こうした規制が行われていない化学物質の中にも、大気や水、土壌等に排出され、人の健康や生態系に影響を及ぼすおそれがあるものが存在しています。化学物質による環境リスク低減に取り組む上で、どのような化学物質が、どこからどれだけ排出されているかを県民、事業者、行政の全ての関係者で情報を共有することが重要です。

(2) PRTR 制度(化学物質排出移動量届出制度)等

PRTR 制度は、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質を管理する制度であり、**特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律**(以下本節において「化学物質排出把握管理促進法」という。)に基づき、毎年度、事業所から大気、水、土壌等環境への排出量及び廃棄物等に含まれて事業所外へ移動する量を事業者が自ら把握し、県を通じて国に届け出るものです。

この制度により 462 物質の排出状況等が把握・公表され、**図 10-1-1** に示す化学物質対策に活用できるようになりました。

また、本県は全国有数のモノづくり県であり、化学物質の使用量も多いことから、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進するため、**生活環境保全条例**において、化学物質を適正に管理するために講ずべき措置に関する「**化学物質適正管理指針**」を策定するとともに、化学物質の製造量と使用量の合計である取扱量の届出や、特定化学物質等管理書の作成・提出、事故時の措置などについて規定しています。

【用語】

化学物質による環境リスク：環境中に排出された化学物質が、人の健康や動植物の生息や生育に悪い影響を及ぼすおそれのこと。環境リスクの大きさは、化学物質の有害性の強さとばく露量(どれだけ化学物質を取り込んだか)で決まる。例えば、有害性が低くても大量にばく露すれば環境リスクは大きくなり、逆に有害性の高い物質であってもごく微量のばく露であれば環境リスクは小さくなる。

環境リスク

=

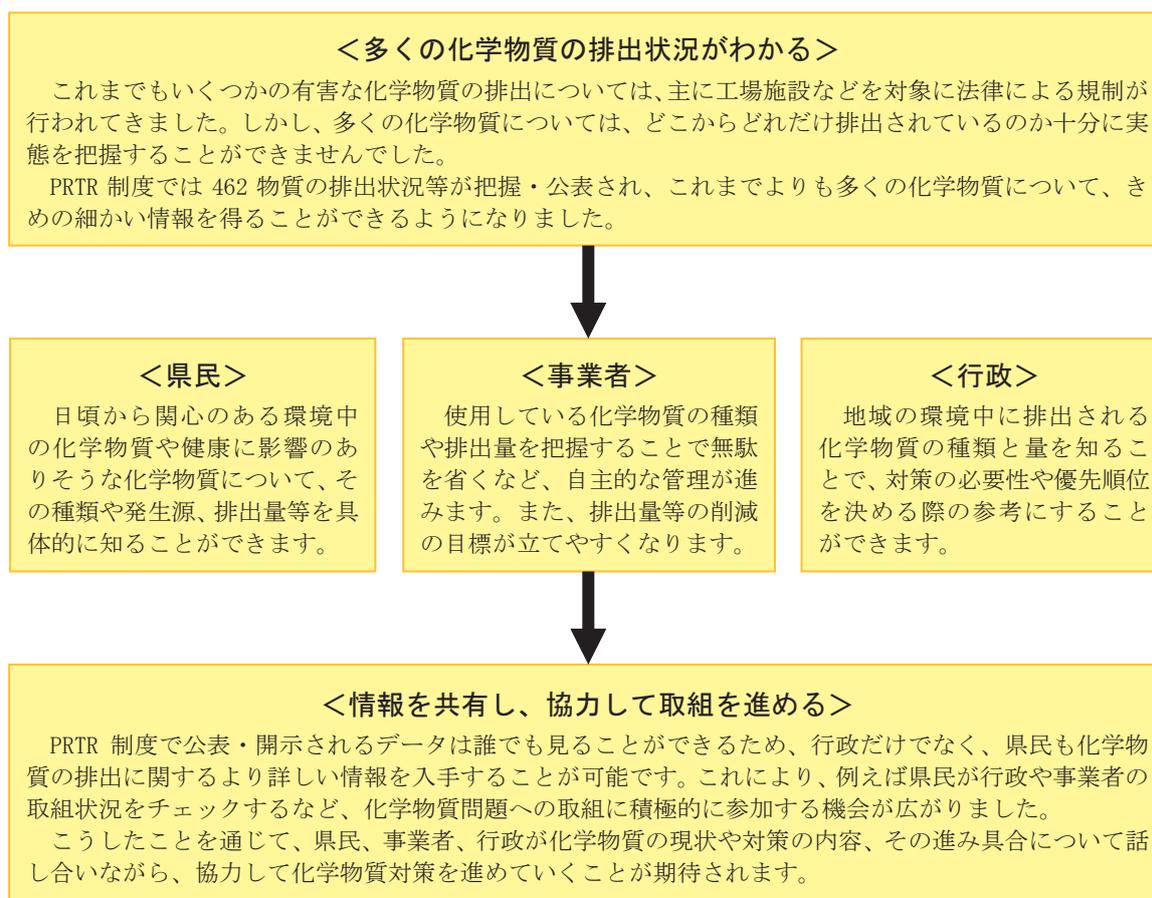
有害性の強さ

×

ばく露量

PRTR 制度：化学物質排出移動量届出制度 (Pollutant Release and Transfer Register) の略。

図 10-1-1 PRTR 制度（化学物質排出移動量届出制度）の化学物質対策への活用



（3）化学物質の排出量・移動量

化学物質の排出量等については、**化学物質排出把握管理促進法**に基づく対象事業者からの届出により集計する届出排出量・届出移動量と、国が対象事業者以外からの排出量を推計する届出外排出量があり、これらを集計して排出量等を把握しています。

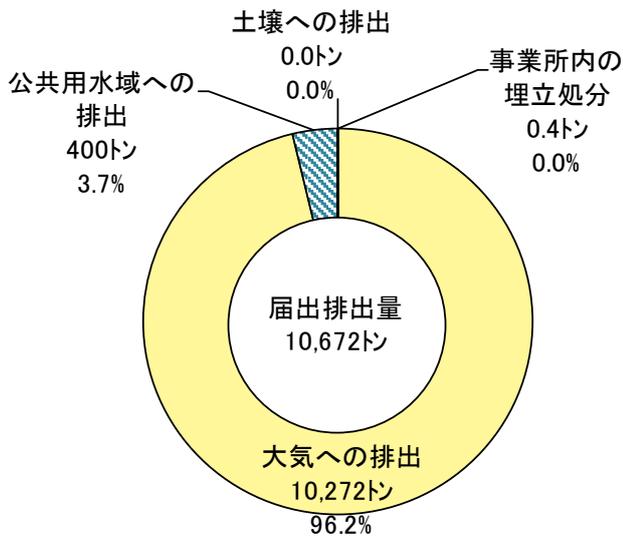
平成 28 年度の届出排出量については、化学物質排出把握管理促進法に基づく届出が県内 2,013 事業所(全国 34,668 事業所のうち 5.8%)からあり、県全体として約 11 千トン(全国約 151 千トンのうち 7.0%)が排出され、うち 96.2%は大気中への排出となっています(図 10-1-2)。届出移動量は約 27 千トン(全国約 224 千トンのうち 12.0%)で、そのほとんどが廃棄

物としての事業所外への移動となっています(図 10-1-3)。

国による推計によれば、本県における平成 28 年度の届出外排出量(対象業種のうち届出要件未達の事業所からの排出量、非対象業種からの排出量、家庭からの排出量、自動車などの乗り物からの排出量の合計量)は約 13 千トン(全国約 247 千トンのうち 5.4%)です。

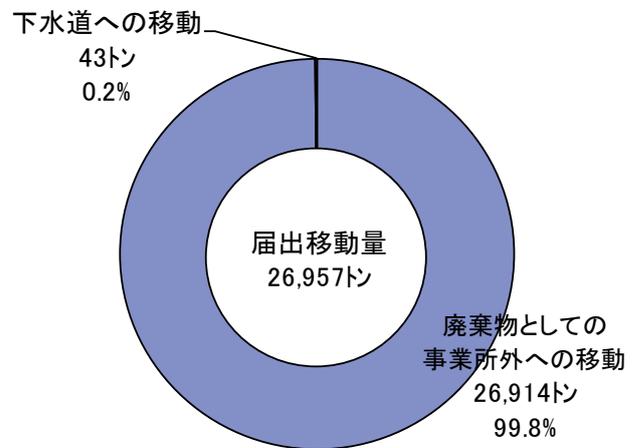
平成 28 年度の届出排出量と届出外排出量の合計は約 24 千トン(全国約 398 千トンのうち 6.0%)となっています(図 10-1-4)。このうち、排出量が最も多いのは溶剤や合成原料として幅広く使用されているトルエンでした(図 10-1-5)。

図 10-1-2 届出排出量の排出先の内訳
(平成 28 年度)



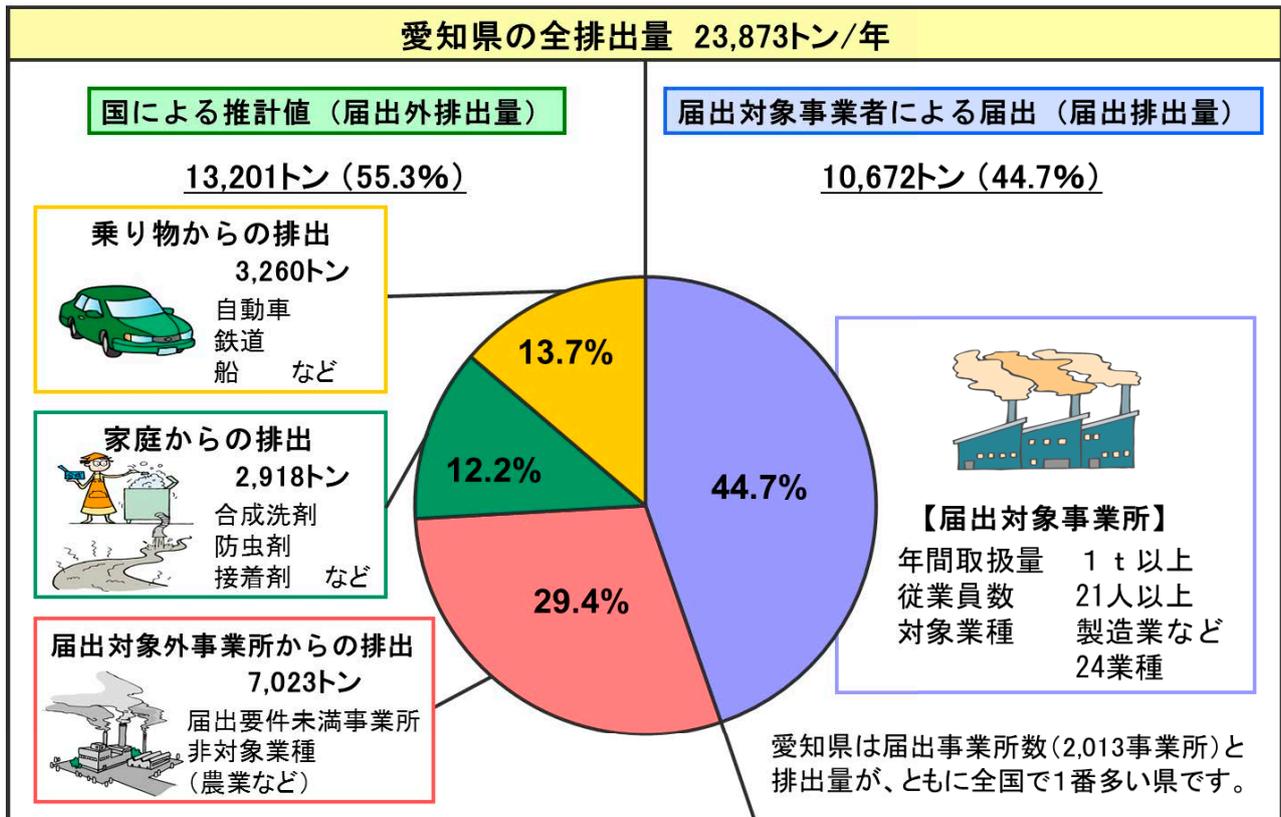
(資料) 環境部調べ

図 10-1-3 届出移動量の移動先の内訳
(平成 28 年度)



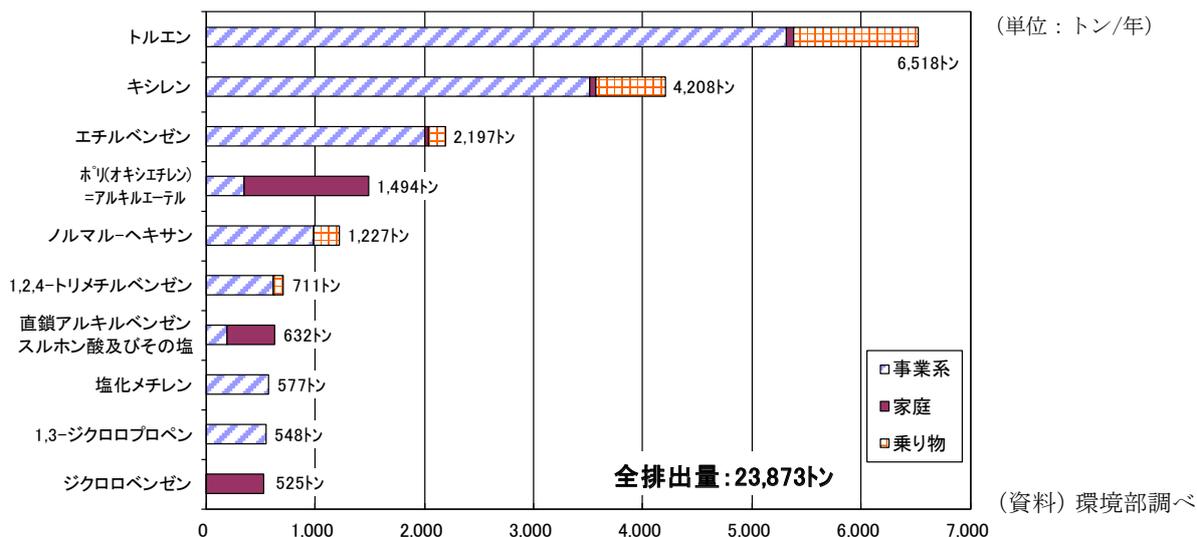
(資料) 環境部調べ

図 10-1-4 排出量の排出源の内訳
(平成 28 年度)



(資料) 環境部調べ

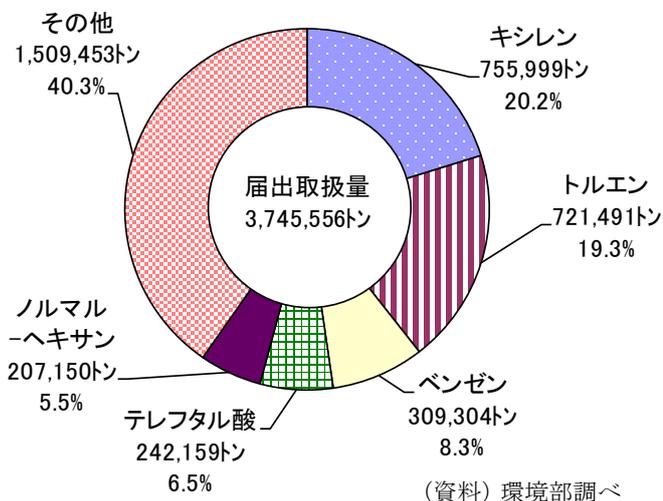
図 10-1-5 届出排出量・届出外排出量上位 10 物質とその発生源別排出量（平成 28 年度）



(4) 化学物質の取扱量

平成 28 年度は、生活環境保全条例（名古屋市においては市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例）に基づく届出が 1,765 事業所からあり、化学物質の届出取扱量は県全体で約 3,746 千トンでした。このうち、取扱量が最も多いのはキシレンでした（図 10-1-6）。

図 10-1-6 届出取扱量上位 5 物質とその割合（平成 28 年度）



出させるなど、事業者による化学物質の適正管理に関する自主的な取組の促進を図っています。

(2) 化学物質に対する理解を深めるための取組

化学物質を合理的に管理し、環境リスクをより低減するためには、県民、事業者、行政が PRTR データなどの情報を共有し、相互理解を深める取組が必要です。その取組としては、リスクに関する正確な情報を県民、事業者、行政の全ての者が共有するとともに、意見交換などを通じた意思疎通を図り、相互理解を得るリスクコミュニケーションなどがあります。

そのため、県は、県民や事業者の方々へ化学物質に対する理解を深めていただくことを目的として、パンフレットを作成・配布するとともに、ウェブページで情報発信しています。

また、平成 29 年度は、身近な化学物質の話題、化学物質の適正管理やリスクコミュニケーション等をテーマとして、県民向け、事業者向けの化学物質セミナーをそれぞれ開催しました。

2 化学物質に関する施策【環境活動推進課】

(1) 事業者による自主管理の促進

県は、化学物質排出把握管理促進法及び生活環境保全条例に基づき、事業者から届出された化学物質の排出量、移動量及び取扱量を毎年集計・公表しています。また、生活環境保全条例に基づき事業者から特定化学物質等管理書を提



化学物質セミナー

第2節 ダイオキシン類対策

1 環境の状況【環境活動推進課】

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、炭素・水素・塩素を含む物質の燃焼や、薬品などの化学物質の合成などにおいて、非意図的に生成される副生成物であり、金属の精錬、自動車の排出ガス、たばこの煙などのほか、山火事や火山活動などの自然現象などによっても生成されます。

我が国では、平成10年4月、大阪府能勢町でごみ焼却炉が原因と見られる高濃度のダイオキシンが検出され、社会問題となりました。

その後、平成11年3月に「ダイオキシン対策推進基本指針」がダイオキシン対策関係閣僚会

議で決定され、同年7月には、大気、水質（底質を含む）及び土壌の環境基準、排出ガス及び排水の排出基準等を定めたダイオキシン類対策特別措置法（以下本節において「ダイオキシン法」という。）が成立、平成12年1月15日に施行されました。

ダイオキシン法に基づき、県及び県内市町では、ダイオキシン類による環境の汚染の状況を把握するため、大気環境、水環境及び土壌環境のダイオキシン類濃度を調査しています。平成29年度の環境調査結果は表10-2-1のとおりで、河川水質2地点を除いて環境基準を達成しました。

表 10-2-1 ダイオキシン類環境調査結果（平成29年度）

調査項目		調査地点数 (注1)	環境基準 達成地点数	濃度範囲 (注2)	環境基準値等	
大気環境		36	36	0.011～ 0.054pg-TEQ/m ³	年間平均値 0.6pg-TEQ/m ³ 以下	
水環境	公共用水域	水質	河川	35	0.049～ 1.4pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下
			湖沼	1		
			海域	8		
	底質	河川	35	0.054～ 54pg-TEQ/g	150pg-TEQ/g以下	
		湖沼	1			
		海域	8			
	水生生物 (魚類)	4	—	0.21～ 1.9pg-TEQ/g	0.032～ 33pg-TEQ/g(注3)	
地下水	15	15	0.015～ 0.51pg-TEQ/L	年間平均値 1pg-TEQ/L以下		
土壌環境		16	16	0.0082～ 3.1pg-TEQ/g	1,000pg-TEQ/g以下	

(注1) 調査地点数は、愛知県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、その他県内13市町及び国土交通省中部地方整備局で実施した合計地点数である。

(注2) 濃度範囲は調査地点ごとの年間平均値の最小値及び最大値である。

(注3) 水生生物(魚類)については、環境基準が設定されていないため、国が実施した全国調査結果(平成11年度)の濃度範囲を示す。

(資料) 環境部調べ

【用語】

pg(ピコグラム): 10⁻¹²グラム(1兆分の1グラム)。

TEQ(ティーイーキュー 毒性等量): ダイオキシン類は異性体が多く毒性の強さは異性体ごとに異なるため、異性体の中で最も毒性の強い2,3,7,8-TCDDの量に換算した値として表したもの。

2 ダイオキシン類に関する施策【環境活動推進課】

ダイオキシン法では、ダイオキシン類を発生し大気中に排出する施設として、一定規模以上の廃棄物焼却炉、製鋼用電気炉等を特定施設（大気基準適用施設）として定め、排出ガス中のダイオキシン類濃度が規制（大気排出基準）されています。また、ダイオキシン類を含む汚水又は廃液を排出する施設として、廃棄物焼却炉の廃ガス洗浄施設などの特定施設（水質基準対象施設）を定め、特定施設を設置する工場・事業場（水質基準適用事業場）からの排出水が規制（水質排出基準）されています。さらに、特定施設のうち廃棄物焼却炉から排出されるばいじん又は燃え殻を処分する際の処理基準が定められています。

また、最終処分場については、ダイオキシン法に基づく廃棄物の最終処分場の維持管理の基準を定める省令により、ダイオキシン類に係る放流水及び周縁地下水の水質検査が義務付けられるとともに、浸出液処理設備の維持管理基準として放流水中のダイオキシン類濃度が定められています。

これら規制等の効果により、国が毎年示す「ダイオキシン類の排出量の目録」（排出インベントリー）によれば、ダイオキシン類排出量は年々減少し、平成9年から平成28年までの間で約99%の削減となっています。

国は、近年のダイオキシン類の排出削減の状況及び環境改善状況等を踏まえ、平成24年8月に「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」を変更し、「現状非悪化」を原則とした削減目標量を176 g-TEQ/年と設定しました。

平成28年の排出総量は112 g-TEQ/年であり、削減目標量を下回っていることから、国は、平成28年については削減目標が達成されたと評価しました。

（1）特定施設等の届出状況【環境活動推進課】

県内における特定施設の届出状況は表10-2-2のとおりであり、主な施設は大気関係では廃棄物焼却炉、水質関係では廃棄物焼却炉の廃ガスを処理する廃ガス洗浄施設です。また、県内における一般廃棄物及び産業廃棄物管理型最終処分場（ダイオキシン法対象）の設置状況は表10-2-3のとおりです。

表 10-2-2 ダイオキシン法に基づく特定施設届出状況

区分	工場等数						施設数					
	所管別					計	所管別					計
	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市		愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市	
大気	192	28	13	13	16	262	364	54	21	22	35	496
水質	62	15	3	1	7	88	92	44	7	4	50	197

（注）平成30年3月末現在

（資料）環境部調べ

表 10-2-3 ダイオキシン法対象最終処分場設置状況

区分	最終処分場数					計
	所管別					
	愛知県	名古屋市	豊橋市	岡崎市	豊田市	
一般廃棄物最終処分場	75	4	8	3	5	95
産業廃棄物管理型最終処分場	33	0	12	3	7	55

（注）平成30年3月末現在

（資料）環境部調べ

(2) 立入検査及び措置状況 (名古屋市、豊橋市、岡崎市及び豊田市を除く。)

ア 大気基準適用施設

(ア) 排出ガス【環境活動推進課】

県は、大気基準適用施設に対して、平成 29 年度は延べ 448 件の立入検査を実施し、施設の適正管理、事業者による排出ガス測定の実施、排出基準の遵守などを指導しました。

ダイオキシン類に係る事業者測定結果については、報告のあった 305 施設のうち 3 施設を除き排出基準に適合していました。県は、排出基準を超過した事業者に対して改善対策の実施を指導しました。

また、排出基準の遵守状況を確認するため、8 施設について排出ガス中のダイオキシン類測定を行ったところ、全て排出基準に適合していました。

(イ) ばいじん・燃え殻【環境活動推進課、資源循環推進課】

ダイオキシン法に基づき、測定・報告義務のある廃棄物焼却炉を有する事業者から、ばいじん及び燃え殻のダイオキシン類測定結果の報告がありました。これによれば、報告のあった 170 施設全てにおいて、処理基準に適合していました。

また、県内の廃棄物焼却炉のうち 2 施設についてばいじん等に含まれるダイオキシン類濃度の検査を実施したところ、全て処理基準に適合していました。

なお、事業者に対しては、立入検査などの際に、ばいじん及び燃え殻の適正処理について指導を行っています。

イ 水質基準適用事業場【環境活動推進課】

県は、水質基準適用事業場に対して、平成 29 年度は延べ 81 件の立入検査を実施し、施設の適正管理、事業者による排出水測定の実施、排出基準の遵守などを指導しました。

ダイオキシン類に係る事業者測定結果については、報告のあった 24 事業場全てにおいて排出基準に適合していました。

また、排出基準の遵守状況を確認するため、4 事業場について排出水中の採水検査を行ったところ、全て排出基準に適合していました。

ウ 最終処分場【資源循環推進課】

ダイオキシン法に基づく基準の遵守状況を確認するため、県は、平成 29 年度に一般廃棄物最終処分場及び産業廃棄物管理型最終処分場のそれぞれ 1 施設について、放流水及び周縁地下水の採水検査を行い、いずれの施設においても、維持管理基準に適合していました。

第3節 内分泌かく乱化学物質

1 環境の状況【環境活動推進課】

内分泌かく乱作用を有することが推察された、あるいはその可能性がある化学物質について環境中の状況を把握するため、県は水質等の環境調査を実施しています。平成 29 年度は、10 地点・9 物質を対象として水質調査を実施し、その調査結果は表 10-3-1 のとおりです。

魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察されたビスフェノールAは、国が示した内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度^{*1}及び国が示した生態リスク初期評価における予

測無影響濃度^{*2}を下回りました。

内分泌かく乱作用を有する可能性があるフェニトロチオン、ダイアジノン及びジクロロボスは、生態リスク初期評価における予測無影響濃度^{*2}を上回る地点がありましたが、いずれの物質についても水質汚濁に係る要監視項目の指針値^{*3}を下回りました。

また、2,4-ジニトロフェノール、ヒドロキノン及びりん酸トリフェニルは、生態リスク初期評価における予測無影響濃度^{*2}を下回りました。

表 10-3-1 内分泌かく乱化学物質の水質調査結果（平成 29 年度）

調査物質	調査結果 ($\mu\text{g/L}$)	調査 地点数	内分泌かく乱 作用試験にお ける予測無影 響濃度 *1 ($\mu\text{g/L}$)	生態リスク初 期評価におけ る予測無影響 濃度 *2 ($\mu\text{g/L}$)	水質汚濁に係 る要監視項目 の指針値 *3 ($\mu\text{g/L}$)	全国調査結果*4 ($\mu\text{g/L}$)
ビスフェノールA	0.030	1	24.7 又は 47	11	—	<0.0017~0.28
フェニトロチオン	0.00013~0.0027	7	—	0.00021	3 以下	<0.000011~0.0048
ダイアジノン	0.001~0.025	4	—	0.00026	5 以下	<0.001~0.019
ジクロロボス	0.022~0.023	2	—	0.0013	8 以下	<0.0003~0.020
シアナジン	0.0073~0.0078	2	—	—	—	<0.0004~0.0025
2,4-ジニトロフェノール	0.022~0.024	2	—	2.3	—	0.0010~0.23
ヒドロキノン	<0.0015~0.0022	3	—	0.015	—	0.0035~0.075
4-ヒドロキシ安息香酸メチル	0.0012~0.0072	10	—	—	—	<0.002~0.003
りん酸トリフェニル	<0.01	10	—	3	—	<0.01

(資料) 環境部調べ

【用語】

内分泌かく乱化学物質：環境省は「動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質」を「内分泌かく乱化学物質」としています。

これまでに環境省が行った試験結果によると、4-ノニルフェノール、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA及びo,p'-DDTについては魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対して明らかな内分泌かく乱作用が認められた物質は見つかっていません。

- *1 内分泌かく乱作用試験における予測無影響濃度：生態系影響評価のための試験により、メダカの性分化に影響を与えなかった最大濃度に安全係数（1/10）を乗じることにより求めた、魚類を中心とする生態系に影響を及ぼす可能性はないと予測される濃度
- *2 生態リスク初期評価における予測無影響濃度：水生生物の急性毒性値及び慢性毒性値のそれぞれについて、信頼できる知見のうち生物群ごとに値の最も低いものを整理し、そのうち最も低い値に対して情報量に応じたアセスメント係数を適用することにより求めた濃度
- *3 水質汚濁に係る要監視項目の指針値：長期間摂取に伴う健康影響を考慮して算出された値
- *4 平成 17 年度から平成 28 年度の「化学物質環境実態調査結果（環境省環境保健部環境安全課）」のうち、直近のデータにおける検出濃度範囲

2 内分泌かく乱化学物質に関する施策【環境活動推進課】

県は、平成 28 年 6 月に国が策定した「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応—EXTEND2016—」を踏まえ、生態系への影響評価の

ための試験結果から魚類に対して内分泌かく乱作用を有することが推察された物質や新たな科学的知見の得られた物質等について、環境調査を実施していくとともに、国等からの情報収集、科学的知見の集積に努めます。

第4節 環境放射能

1 放射能について【環境活動推進課】

私たちの生活空間には、様々な放射性物質があります。放射性物質には、地球誕生時から存在していて、地殻構成物となって土壤中に存在するも

の、遠く宇宙からやって来る宇宙線が地球に到来して大気中で作り出したものなどがあります。これらは自然放射性核種と呼ばれ、代表的なものはウラン 238 (^{238}U)、ラジウム 226 (^{226}Ra)、ラドン

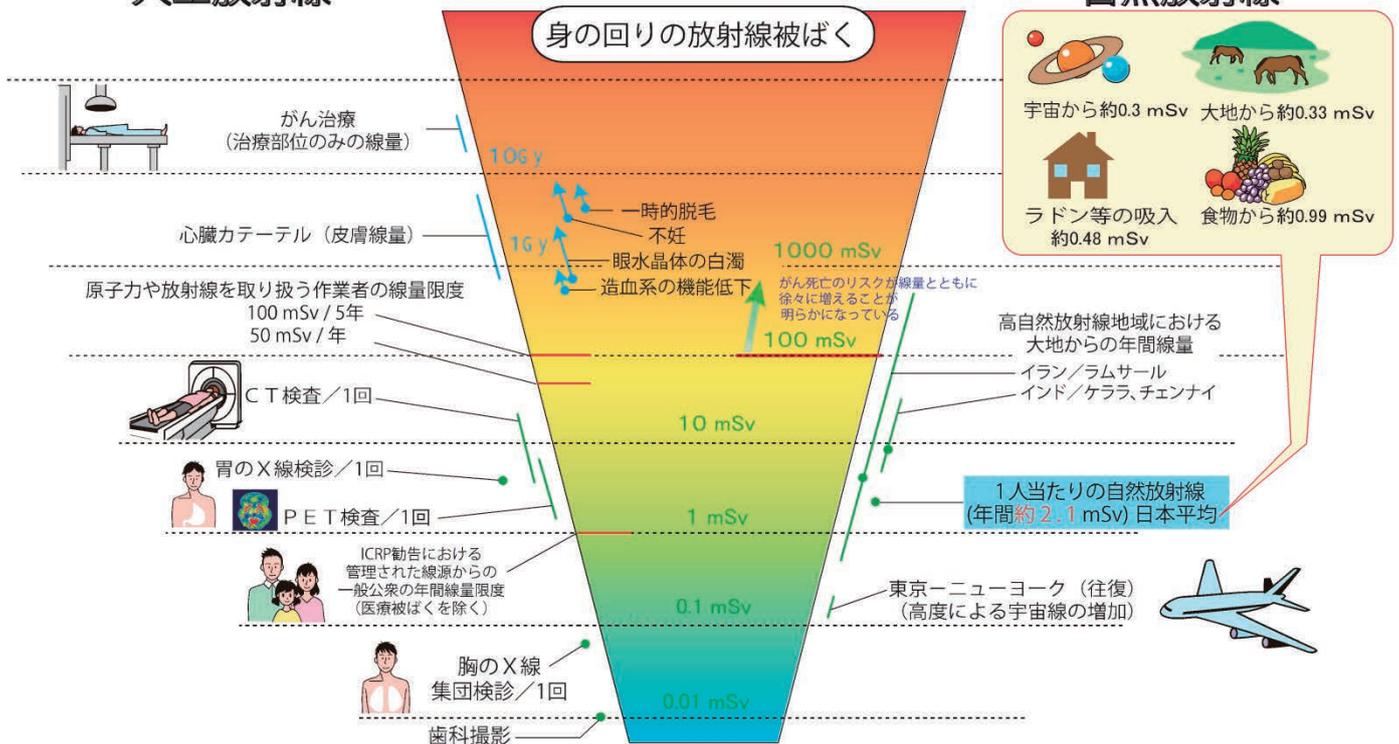
222 (²²²Rn)、カリウム 40 (⁴⁰K) 及び炭素 14 (¹⁴C) などです。これら自然放射性核種とは別に、1945 年の世界初の核実験以来、私たち人類が地球上に作り出したものは人工放射性核種と呼ばれ、代表的なものはセシウム 137 (¹³⁷Cs) やヨウ素 131 (¹³¹I) などです。1986 年 4 月 26 日に、旧ソビエト連邦（現ウクライナ）のチェルノブイリ原子力発電所第 4 号炉において炉心溶融に至る原

発事故が発生した際には、8,000km 離れた日本においても 5 月初旬の雨水から人工放射性核種が全国的に検出されました。

また、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災に伴う東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に伴い、一部の地域では環境中で人工放射性核種が検出されています。

人工放射線

自然放射線



(出典) 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構ウェブページ (<http://www.nirs.qst.go.jp/information/news/2013/0729.html>) をもとに環境部において作成

【用語】

シーベルト (Sv) : 人体が受けた放射線による影響の度合いを表す単位で、放射線を安全に管理するための指標として用いられる。

1 シーベルト (Sv) = 1,000 ミリシーベルト (mSv) = 1,000,000 マイクロシーベルト (μSv)

グレイ (Gy) : 物質や臓器・組織の各部位が、放射線から吸収したエネルギーの量を表す単位。各部位に均等に、1 Gy の吸収線量を全身に受けた場合、実効線量で 1,000 mSv に相当する。

2 測定の概要【環境活動推進課】

県では、原子力規制庁（平成 24 年度までは文部科学省）からの委託により、環境調査センター（名古屋市）及び同東三河支所（豊橋市）等において環境中の放射能の状況について毎年測定を行っています（図 10-4-1）。大気中の空間放射線量率はモニタリングポストにより、定時降水中のベータ

線はベータ線測定装置により、大気浮遊じんや降下物等のガンマ線はゲルマニウム半導体検出器により、それぞれ測定しています（図 10-4-1）。

3 環境の状況【環境活動推進課】

県内における環境中の放射性物質に関する測定値については、以下のとおり異常値は認められませんでした。

(1) 空間放射線量率の測定結果について

県では、環境調査センター（名古屋市）を始め県内5か所に設置されたモニタリングポストにより、私たちが受けている空間ガンマ線量を毎年連続で測定しています。また、環境調査センターで

はNaIシンチレーションサーベイメータ（携帯型の放射線測定器）により地上1m高さでの空間ガンマ線量を毎月1回の頻度で測定しています。平成29年度の測定結果は表10-4-1及び表10-4-2のとおりです。



モニタリングポスト



NaIシンチレーションサーベイメータ

表 10-4-1 空間放射線量率測定結果

測定期間	測定地点	モニタリングポストの高さ	モニタリングポスト測定値 (μSv/h) 注1
平成29年度	環境調査センター（名古屋市）	34m	0.031～0.073（平均値:0.040）
	環境調査センター東三河支所（豊橋市）	1m	0.036～0.071（平均値:0.039）
	西三河県民事務所（岡崎市）	1m	0.074～0.104（平均値:0.078）
	一宮市木曾川消防署大気測定局（一宮市）	1m	0.049～0.098（平均値:0.054）
	新城設楽建設事務所設楽支所（設楽町）	1m	0.047～0.084（平均値:0.051）
過去3年間の値（平成26～28年度）（測定地点：環境調査センター）			0.035～0.080（平均値:0.041）
全国値（平成29年度）注2			0.011～0.198（平均値:0.050） (N=298) 注3

(注1) モニタリングポストの測定値は吸収線量 (nGy/h) で表示されるが、本資料では放射線量 (μSv/h) に換算している (1μSv/h=1,000 nGy/hとして換算)。

(注2) 全国値については原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>)を参照し(参照日:平成30年6月25日)、放射線量 (μSv/h) に換算している。

(注3) Nは測定ポイント数を示す。

(資料) 環境部調べ

表 10-4-2 地上1m高さでの空間放射線量率測定結果

測定場所：環境調査センター（名古屋市）

測定期間	測定値 (μSv/h) 注
平成29年度	0.060～0.075（平均:0.068）
過去3年間の値（平成26～28年度）	0.058～0.077（平均:0.065）

(注) 測定値は吸収線量 (nGy/h) で表示されるが、本資料では放射線量 (μSv/h) に換算している (1μSv/h=1,000 nGy/hとして換算)。

(資料) 環境部調べ

(2) 定時降水試料中の全ベータ放射能測定結果について

県では、環境調査センター（名古屋市）の屋上で雨水を採取し、ベータ線測定装置で全ベータ放射能を測定しています。平成 29 年度の測定結果は表 10-4-3 のとおりです。



ベータ線測定装置

表 10-4-3 定時降水試料中の全ベータ放射能測定結果

試料採取年月	降水量 (mm)	降水の定時採取 (定時降水)		
		測定数	放射能濃度 (Bq/L)	月間降下量 (MBq/km ²)
平成 29 年 4 月	168.0	9	不検出	不検出
5 月	70.0	7	不検出～2.7	44
6 月	131.9	9	不検出～1.6	14
7 月	157.1	9	不検出	不検出
8 月	237.0	9	不検出	不検出
9 月	135.2	8	不検出	不検出
10 月	471.8	10	不検出～1.5	30
11 月	47.1	8	不検出	不検出
12 月	36.7	3	不検出	不検出
平成 30 年 1 月	46.6	6	不検出	不検出
2 月	42.3	3	不検出	不検出
3 月	171.7	7	不検出	不検出
年間値	1715.4	88	不検出～2.7	不検出～44
過去 3 年間の値 (平成 26～28 年度)		263	不検出～7.1	不検出～165
全国値 (平成 26～28 年度) 注		14,531	不検出～66	不検出～748

(注) 全国値については、原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照した (参照日: 平成 30 年 6 月 25 日)。

(資料) 環境部調べ

【用語】

Bq (ベクレル): 放射性物質が放射線を出す能力を表す単位で、1 Bq は 1 秒間に 1 回の割合で放射性核種の壊変が起こることを表す。

1 Bq (ベクレル) = 1,000 mBq (ミリベクレル)

1 Bq (ベクレル) = 0.000001 MBq (メガベクレル)

(3) ガンマ線放出核種の測定結果について

県では、環境調査センター（名古屋市）や同東三河支所（豊橋市）に設置したゲルマニウム半導体検出器により、大気浮遊じん、降下物、海水、土壌など様々な環境試料に含まれるセシウム 137 やヨウ素 131 などの人工放射性核種を測定しています。平成 29 年度の測定結果は表 10-4-4 から表 10-4-7 までのとおりです。



ゲルマニウム半導体検出器

表 10-4-4 大気浮遊じんの人工放射性核種測定結果

試料採取年度	試料採取場所	試料数	測定値 (mBq/m ³) 注1		
			¹³⁷ Cs	¹³⁴ Cs	¹³¹ I
平成 29 年度	環境調査センター(名古屋市)	4	不検出	不検出	不検出
	環境調査センター東三河支所(豊橋市)	4	不検出	不検出	不検出
過去 3 年間の値 (平成 26~28 年度)					
環境調査センター(名古屋市)			不検出	不検出	不検出
環境調査センター東三河支所(豊橋市)			不検出	不検出	不検出
全国値注2 (平成 26~28 年度)			不検出~1.3	不検出~0.35	不検出

(注1) ¹³⁷Cs、¹³⁴Cs 及び ¹³¹I のおおよその検出下限値は、それぞれ 0.01 mBq/m³、0.01 mBq/m³ 及び 0.01 mBq/m³ である。

(注2) 全国値については、原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照した (参照日：平成 30 年 6 月 25 日)。

(資料) 環境部調べ

表 10-4-5 降下物の人工放射性核種測定結果

試料採取年度	試料採取場所	試料数	測定値 (MBq/km ²) 注1		
			¹³⁷ Cs	¹³⁴ Cs	¹³¹ I
平成 29 年度	環境調査センター(名古屋市)	12	不検出	不検出	不検出
	環境調査センター東三河支所(豊橋市)	12	不検出	不検出	不検出
過去 3 年間の値 (平成 26~28 年度)					
環境調査センター(名古屋市)			不検出	不検出	不検出
環境調査センター東三河支所(豊橋市)			不検出~0.77	不検出~0.25	不検出
全国値注2 (平成 26~28 年度)			不検出~6,800	不検出~1,900	不検出

(注1) ¹³⁷Cs、¹³⁴Cs 及び ¹³¹I のおおよその検出下限値は、それぞれ 0.04 MBq/km²、0.05 MBq/km² 及び 0.2 MBq/km² である。

(注2) 全国値については、原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照した (参照日：平成 30 年 6 月 25 日)。

(資料) 環境部調べ

図 10-4-1 放射能測定機器配備体制（平成 29 年度）

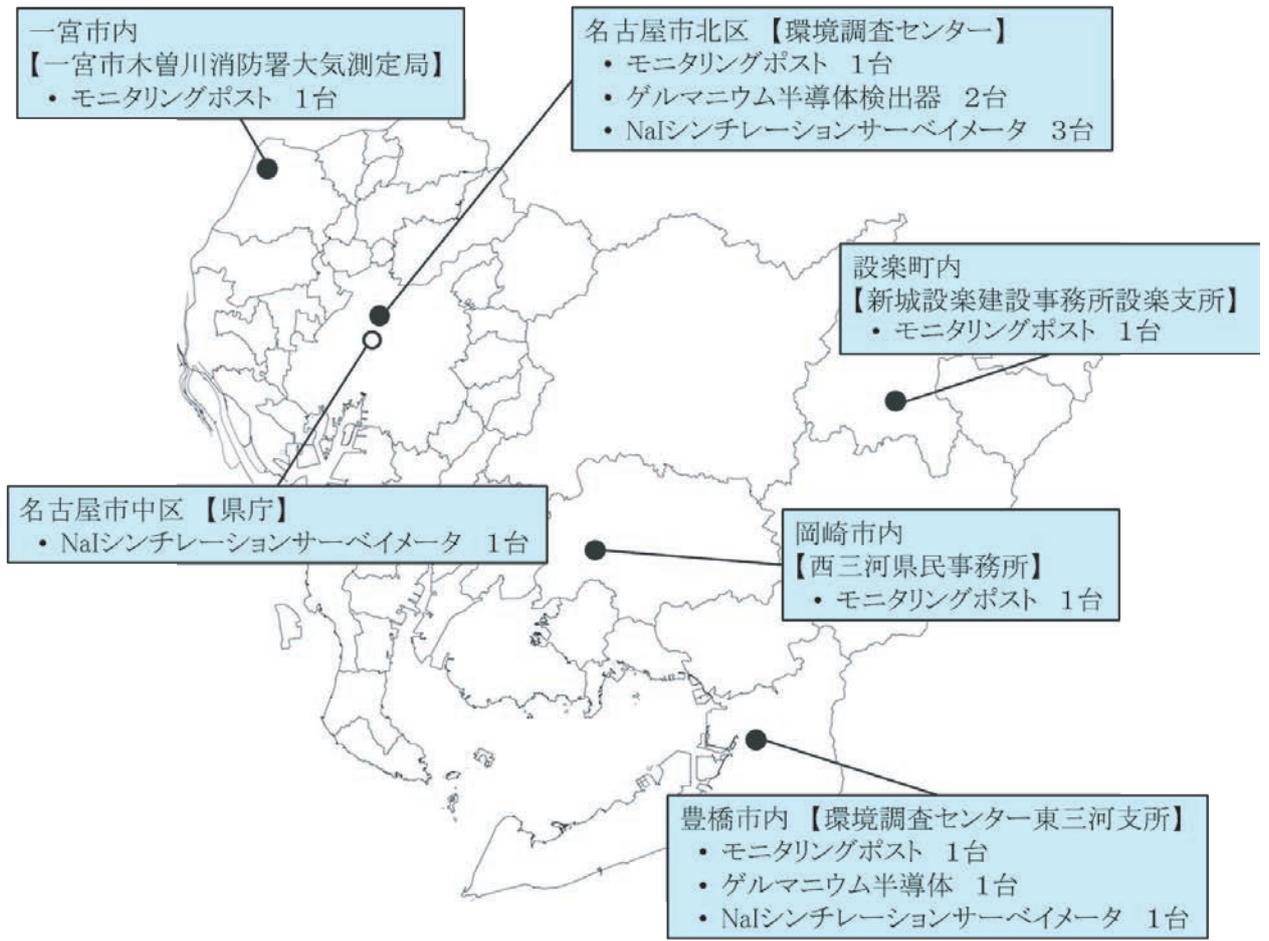


表 10-4-6 海水の人工放射性核種測定結果

試料採取年度	測定値 (Bq/L) 注1		
	¹³⁷ Cs	¹³⁴ Cs	¹³¹ I
平成 29 年度注2	不検出	不検出	不検出
過去 3 年間の値注2 (平成 26~28 年度)	不検出	不検出	不検出

(注1) おおよその検出下限値は1 Bq/Lである。
 (注2) 5月～9月及び12月に、毎月5地点(図10-4-2)で試料採取を実施。
 (資料) 環境部調べ

図 10-4-2 海水の採取地点

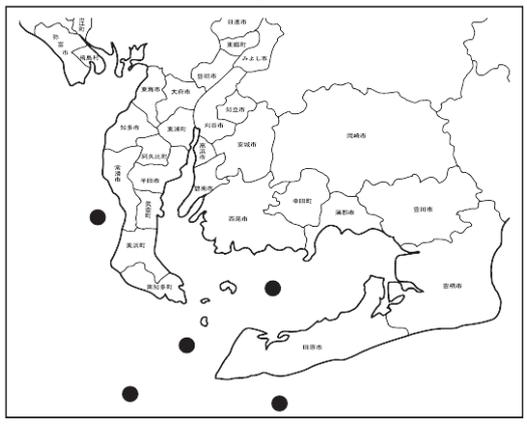


表 10-4-7 その他の環境試料の人工放射性核種測定結果

試料名		試料数	平成 29 年度の測定値		過去 3 年間の値 (平成 26~28 年度)	およその検出 下限値	全国値 ^注 (平成 26~28 年度)	単位
陸水	源水	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	0.2	不検出~12	mBq/L
	蛇口水	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	0.2	不検出~7.7	
土壌	地表から 0-5cm	1	¹³⁷ Cs	3.0	3.0~4.0	0.5	不検出~2,300	Bq/kg 乾土
				80	150~170	30	不検出~47,000	MBq/km ²
		¹³⁴ Cs	不検出	不検出~0.73	0.5	不検出~580	Bq/kg 乾土	
			不検出	不検出~33	30	不検出~16,000	MBq/km ²	
	地表から 5-20cm	1	¹³⁷ Cs	1.4	1.2~2.3	0.5	不検出~80	Bq/kg 乾土
				83	140~320	100	不検出~6,400	MBq/km ²
野菜	大根	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	0.02	不検出~0.48	Bq/kg 生
	ホウレン草	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	0.02	不検出~1.2	
海水		1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	40	不検出~64	mBq/L
海底土		1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出~0.64	0.6	不検出~13	Bq/kg 乾土
海産生物	きす	1	¹³⁷ Cs	0.079	不検出~0.096	0.03	不検出~0.39	Bq/kg 生
	あさり	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出~0.043	0.03	不検出~0.055	
	わかめ	1	¹³⁷ Cs	不検出	不検出	0.04	不検出~0.14	

(注) 全国値については、原子力規制庁の「環境放射線データベース」(<http://search.kankyo-hoshano.go.jp/servlet/search.top>) を参照した (参照日: 平成 30 年 6 月 25 日)。

(資料) 環境部調べ